

障がい福祉のサービスを利用したいけれど、仕組みも手続きも複雑すぎて分からない。

そんな時は
ご相談ください！！

旭川市社会福祉協議会指定**特定相談支援事業所**です！

「相談支援専門員（※1）」が、あなたの“暮らし”をサポートします。

働きたい

作業所に
通いたい

家事を
手伝ってほ
しいなあ～

今すぐ
ご相談ください！

福祉サービ
スの手続き
ってどうす
るの？

福祉サービ
スを追加
したいので
話を聞いて

ぜひ、
私たちに
お任せ
ください！

【開設日】

平成24年10月1日

（同年、障害者自立支
援法改正され、**計画
相談支援**がスタート
しました。）

旭川市社会福祉協議
会指定特定相談支援事業所は、
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が
運営する障がいのある方の暮らしをサポート（サービス等利用計画の作成）する事業所です。
地域福祉の推進を目的とした社会福祉協議会（※2）が運営する事業所として、フォーマル（法制度に基づく公的・社会的）なサービスだけではなく、インフォーマル（フォーマル以外）なサービスにも着目し、きめ細かい支援をさせていただきます。

※2 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、略称を社協といい、社会福祉法第109条に、「地域福祉を推進を図ることを目的とした団体」として位置づけられている民間の団体です。旭川市社会福祉協議会は、昭和26年7月に設立されました。

【事業所加算】

- 相談支援機能強化型加算Ⅲ
- 行動障害支援体制加算
（北海道強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）修了者2名配置）
- 精神障害者支援体制加算
（地域移行研修会修了者1名配置）

※1 相談支援専門員とは・・・ 障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、さまざまな福祉サービスを調整する専門職です。相談支援専門員は、相談支援従事者研修（初任者研修）を修了した（受講するには、施設等において相談支援業務に5年以上従事などの実務経験が必要）プロフェッショナルで、5年に1度、相談支援従事者研修（現任者研修）を受講し、更新する必要があります。

法人内連携により利用者さんのさまざまな生活課題も解決

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会は、第6期地域福祉活動計画（2019年から2023年の5か年計画）で掲げた基本理念「お互いさまの心がつむぐ 温かな絆で結ばれた 笑顔あふれる地域社会づくり」のもと、地域福祉の推進を行っています。

また、基本理念で示した地域社会を実現するため、「みんなで支え合う地域福祉の推進」「くらしを支える地域福祉施策の推進」「いきいきと暮らせる生活環境づくり」「安定的、継続的な法人運営基盤づくり」の4つの基本計画も掲げています。

それを実現するための実施事業として、地域支えあいのまちづくり推進事業、包括的支援体制整備事業、ボランティアセンター事業、福祉除雪サービス事業、ファミリーサポートセンター介護型事業、旭川成年後見支援センター事業、日常生活自立支援事業、法人後見事業、地域包括支援センター事業（中央地域包括支援センター）、居宅介護支援事業、訪問介護事業などを行っています。

利用者さんの複雑化する生活課題などは、利用者さんの合意のもと、旭川市社会福祉協議会の強みとして、横断的に、多職種連携のもと、速やかな解決を図るとともに、多機関協働を念頭に、さまざまな専門職・機関と連携し、利用者さんの暮らしをサポートしています。

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が運営する事業所としてのメリットを最大限に活かし、法人内連携のもと、さまざまな生活課題の解決にも努め、安心・安全・福祉のまちづくりにも寄与させていただきます。

サービス等利用計画の作成は、平成24年10月に開所して以来、長年にわたって利用者さんに寄り添ってきた信用と信頼の実績がある、旭川市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所にお任せください。

【法人内連携事例①】

本会居宅介護事業（障害者総合支援法に基づくサービス）から、利用者さんで旭川冬まつり（雪像）を見に行きたい方がいると相談がありました。

既存のサービスでは対応できないため、本会の居宅介護事業とボランティアセンター事業と連携し、ボランティアさん、そして、居宅介護事業の担当者もボランティアとして同行し、無事、旭川冬まつりに参加していただくことができ、利用者さんに、とても喜んでいただくことができました。

【法人内連携事例②】

本会居宅介護事業から、ある利用者さんの家事援助について、公的なサービスだけでは対応できない部分があることを共有しました

本会ファミリーサポートセンター介護型事業のアドバイザーと連携し、ファミサボ提供会員の方に支援に入っただき、ちょっとした困りごとの解決を行うことができました。

お気軽にお電話ください♪

旭川市社会福祉協議会指定**特定相談支援事業所**

■開所時間 月曜日～金曜日（8時45分～17時15分）
※祝日、年末年始（12月30日～1月4日）を除きます。

〒070-8003

旭川市神楽3条4丁目1番18号旭川市社会福祉協議会神楽事務所

電話（0166）60-1733/FAX（0166）60-1790

